

<b>全法労協 だより</b>	2012年 3月25日 No.85	目次
	<b>全国法律関連労組連絡協議会</b> 東京都千代田区鍛冶町2-9-1 協和ビル4階 法律会計特許一般労組気付(〒101-0044) TEL 03-3255-9280 FAX 03-3255-9281 ホームページ <a href="http://www.hou-kan.com/">http://www.hou-kan.com/</a>	各地でがんばる仲間 ..... 1 九州ブロック in 長崎 ..... 3 更なる歩みに向けて 京都法律関連労働組合は 結成30周年を迎えました ..... 4 2012年アンケートに寄せられた声 ..... 2.3

# 各地でがんばる仲間 《1》

## ◆ 全労連・全国一般労組 茨城地方本部 法律事務所支部 ◆

私たち法律事務所支部は、昨年パート職員2名が加入し現在12名で活動しております。組合活動の近況をご報告させて頂きたいと思っております。

経済状況は以前にもまして厳しいなか、仕事は減らず残業時間は増えていくという由々しき事態が続いており、昨年の冬季一時金については要求書を提出するも経営者側からの回答に組合側としては納得が出来ず説明を求めることになりました。経営状況を組合側で確認したうえで今回は妥結するという事になりましたが、“経費削減”という名のもとに賃金カットにまで話が及びました。今回の出来事で組合員一人一人が危機感を感じ団結をしていかなければならないという意識を改めて持つことが出来たのではないのかと思っております。

月一度の執行委員会では、事務所で関わっている労働事件の経過報告を聞き、時間が取れる場合は学習会を行っています。学習会では、組合員が学びたいテーマを『学習の友』などを使い、読み合わせて感想等を交わしあいます。支部内で話し合うべき事が多く学習の時間をとることがなかなか容易ではないのですが、前回の学習では「原発労働者」の過酷な労働状況について、読み合わせなどをしました。

また、ここ数年は残念ながら他事務所との交流会を企画できずにいます。今年こそは組合にて交流会を企画し、交流をしながら組合のことについて知ってもらうきっかけにしたいと思っております。

経営者である弁護士と、あるところでは協力しあい、あるところでは納得のいくまで話し合う、そしてあるところは組合支部としての団結をして闘っていくという姿勢を保ちながらもよりよい業務ができるように、そして事務職員の待遇をよりよいものにしていくため更に充実した組合活動が出来るようにしていきたいと考えております。

(法律事務所支部 支部長 金子 直美)

## ◆ 高知法律関連労働組合 ◆

こんにちは。高知法律関連労働組合です。

2011年10月1日に結成した組合員3名の小さな組合です。活動自体がスタートしたばかりで、まだまだこれからですが、よろしくお願ひします。

10月28日、高知県労連主催の学習会に組合員3名で参加してきました。前半は高知県職業安定所の職員が講師で、失業保険等の手続き関係について、後半は弁護士が講師で、具体的な事例をふまえての講義でした。解雇の無効の裁判中でも失業保険の受給が可能であったり、失業保険の時点で退職理由が解雇であっても裁判には影響がないことなどを教えていただいたことや直接弁護士から具体的な事例を聞いたこともすごく勉強になりました。また、質疑応答もあり、その中で他の組合の事例も伺うことができました。組合には、組合活動の経験が長いものもいますが、組合活動にはじめてふれるよちよち歩きの新米もいて、体験談がきけた学習会は大きな学びになりました。

また、相談・支援等を行っていたものが2件ありましたが、進展がありました。交渉過程では、いずれも悲喜こもごももありましたし、交渉結果も決して満足いくものとは言えない部分もありましたが、一応の解決に至りました。結果として、自己都合退職を迫る形での退職勧奨及び賃金未払等での交渉では、使用者側に会社都合での退職を認めさせ、未払賃金相当額を支払わせました。そして退職金についての交渉では、不当な退職金の切り下げを食い止めることができました。

全国法律関連労組連絡協議会でも相談等に対応していただき、ありがとうございました。

今後は、どんどん勉強の機会をとりつつ、仲間づくりにも取り組み、地道に足固めをして、高知法律関連労働組合が少しずつ成長していければいいなと思ってます。そして、高知はなかなか気軽に相談しにいける場も少ないので、高知法律関連労働組合がその一つになればいいなと思ってます。

## ◆ 全日本建設交運一般労組 熊本県本部 熊本合同支部 法律分会 ◆

熊本では、現在6事務所が集まって組合活動をしています。毎年、春闘の時期になると、弁護士に待遇改善を要求しています。熊本の法律事務所では、ほとんどの事務所が、十数年働くと定期昇給がなくなる問題「頭打ち」があります。既に頭打ちになっているベテラン事務員が数名います。ただでさえ多くない給与が上がらなくなるのは、かなり働く意欲に響くと思います。初任給に各事務所で差があるという問題もあります。法律事務の責任の重さを考えても、初任給18万円は妥当だと考え、また、それを実現している事務所もあるため、「同一労働同一賃金」ということで、初任給18万円を達成できる金額のベースアップも、毎年要求しています。

単なる要求で終わらないように、弁護士が力を注いでいる社会的活動にも、組合員各自で出来るだけ協力しています。自分たちの暮らしを守り、事務所を盛り上げていくために、今年も頑張っていこうと思っています。

### 2012年アンケートに寄せられた声 ①

- ◆法律事務所は個人経営なので有休の取得など、自分から声をあげるのは難しい。理由があればなんとか休めるが、休みは権利なので「有休とります！」とだけ言って許される環境が欲しい。
- ◆事務所での健康診断の実施を強く希望します。患われた事務所は健康診断を受けることができ、事務員の健康に全く意識のない弁護士の下で働く事務員にはそのチャンスもないのでは、あまりにも不公平だと思います。紙一枚の通達では、ゴミ箱にポイと捨てられ、意味がありません。また、休みがないため、自分で申込んで、受診するのに気を使う状況です。全く休みもないので、有休取得の実現のため、何か日弁連に働きかけていただければと思います。

※『九ブロしんぶんNo.2』より転載です。

## 九州ブロック交流会 in 長崎

長崎での交流会は2011年9月10日～11日に開催されました。

懇親会も含め、長崎からは7名、佐賀2名、熊本2名、福岡5名の参加でした。長崎には現在事務員団体はなく、事前の準備段階では本当に開催できるのだろうかと思っていました。7名も参加して下さったうえ、交流会をとて温かく受け入れてくださいました。

交流会では、自己紹介のほか、各地の事務員さんたちの交流の様子や、研修の状況、労働条件での悩みなどを話し、情報交換をしました。

事務員さん同士の交流について、長崎では、事務員団体はないものの、忘年会などを行って30名ほど集まっているとのことでした。交流会開催も長崎の全事務所に通知していて、交流会当日、その通知を見て参加された事務員さんがいらっしゃいました。長崎は、すぐに団体の結成とはいかないようですが、これから少しずつ事務員さん同士の交流が広がっていきそうな様子でした。

各地の研修について、福岡では定期的に事務員主催の研修を行っているほか日弁連研修も行われている旨報告しましたが、そのほかの地域では、事務員会主催の研修は行われていないとのことでした。

労働条件について、各地とも経営状態についてはかなり深刻な状態であり、賃下げなど労働条件の改悪がされているところが多い中、熊本からは、粘り強い交渉（事務所の事務員全員分の意見書を提出したらしい！）の結果19年ぶりに就業規則が良い方向で改正されることとなったと報告されました。



会議の後は楽しい懇親会。おいしい料理に舌鼓を打ち、楽しい話で盛り上がり、二次会はいろんな意味でステキなスナックで痛飲&熱唱をして楽しい夜は更けていったのでした。

←懇親会で交流を深めてるとこ

### 2012年アンケートに寄せられた声 ②

- ◆弁護士1人、事務員3人（うちアルバイト1人）の事務所ですが、弁護士と同僚に理解があり、産休・育休併せて9ヵ月もらい、昨年4月に復帰しました。育児休業法をもとに交渉すると、子供が1歳4ヶ月まで1時間の短縮勤務を認めてくれました。子供が具合を悪くする度に時間休・有休をいただきました。少人数の事務所での産休・育休等は弁護士と同僚の協力・理解に尽きます。
- ◆パワハラだと感じる言動がひどくて、とても悩んでいます。他にも社会保険が未加入であったり、正社員であっても、まるでパートの様なものです。法律事務所等、社会を是正していく立場の職である以上、労働条件を良くするように考えてほしいものですが、それができないなら、社会保険を任意加入（従業員が3名以下でも）から強制加入にするように、国や各機関がとり決める他ないと思います。

## 更なる歩みに向けて 京都法律関連労働組合は結成30周年を迎えました

京都法律関連労働組合（京法労）は、1981年10月8日に結成され、2011年に30周年を迎えました。記念誌を発行するとともに、12月には記念レセプションを行いました。

1980年5月、法全連全国交流会の後、法律事務員の有志が集まり各地の運動や現状を話し合いました。この時、東京の組合の仲間から「我々の労働条件改善や社会的地位向上のため、全国組織をも視野に入れ道府県で労働組合をつくろうではないか」と熱い呼びかけがされたそうです。京都では、これ応えて動き始めました。

当時、約200名の法律事務員が京都では働いていましたが、秘書的な仕事や司法試験合格までの一時的な仕事から、定着性をもった職業へと変化し始め、労働者としての意識が芽生え始めた時期でした。そして、「自らの要求を実現するために、団結した闘う労働組合が必要である」と準備会が結成され、全国的な法律事務員運動の高揚の中、京法労は誕生しました。

この30年間、私たちは、京都の法律関連労働者の労働条件・生活条件を改善し、社会的地位を向上させてきました。このことに確信と誇りをもち、次の世代に引き継いでいかなければなりません。自分たちだけでなく、地域の全ての法律関連労働者のために、その人たちがまっとうな仕事、まっとうな人生を送れるように力を尽くさなければならない。その力を持たなければならない。

最後になりましたが、これまで多くの連帯と援助をいただいた全国の法律関連労組、事務員団体、全労連・全国一般をはじめ、京法労を支えて下さった全ての方々に感謝申し上げます。更なる歩みに向けて、ともに頑張りましょう。

